

請負工事成績評定要領の運用

【一部改正】

(H26.8.1 以降に入札公告を行った工事)

【運用の留意点】

1. 運用資料について

(1) 今回、変更等になっている運用資料は以下のものである。

1) 採点表等

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

- ・別紙1-2 ④ 統括監督職員用
- ・別紙1-2 ⑤ 統括監督職員用（建築工事）
- ・別紙1-5 ① 「施工プロセス」のチェックリスト（案）

(2) 新評定の運用

平成26年8月1日以降に入札公告を行った工事

(3) その他

運用資料の文章等の傍線部分は変更となった部分である。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

(統括監督職員)

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表																					
7. 法令遵守等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">措 置 内 容</th> <th style="width: 30%;">点 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1.指名停止3ヶ月以上</td> <td style="text-align: center;">- 20点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">- 15点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">- 13点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">- 10点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5.文書注意</td> <td style="text-align: center;">- 8点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6.口頭注意</td> <td style="text-align: center;">- 5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件。 もらい事故や交通事故は含まない。)</td> <td style="text-align: center;">- 3点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8.その他 理由： _____</td> <td style="text-align: center;">- 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 9.項目該当なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		措 置 内 容	点 数	<input type="checkbox"/> 1.指名停止3ヶ月以上	- 20点	<input type="checkbox"/> 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点	<input type="checkbox"/> 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点	<input type="checkbox"/> 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点	<input type="checkbox"/> 5.文書注意	- 8点	<input type="checkbox"/> 6.口頭注意	- 5点	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件。 もらい事故や交通事故は含まない。)	- 3点	<input type="checkbox"/> 8.その他 理由： _____	- 点	<input type="checkbox"/> 9.項目該当なし	
措 置 内 容	点 数																					
<input type="checkbox"/> 1.指名停止3ヶ月以上	- 20点																					
<input type="checkbox"/> 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点																					
<input type="checkbox"/> 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点																					
<input type="checkbox"/> 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点																					
<input type="checkbox"/> 5.文書注意	- 8点																					
<input type="checkbox"/> 6.口頭注意	- 5点																					
<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件。 もらい事故や交通事故は含まない。)	- 3点																					
<input type="checkbox"/> 8.その他 理由： _____	- 点																					
<input type="checkbox"/> 9.項目該当なし																						
<p>① 本審査項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <p>② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。</p> <p>④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。</p>																						
<p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 15.受注者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した。（発注者が特別の事情を有しないと認めた場合、又は特別の事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出されなかった場合） ※工事請負契約書第7条の2 																						

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

(統括監督職員)

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																			
7. 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="707 277 857 301">措置内容</th> <th data-bbox="1464 277 1536 301">点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="318 306 1332 330">□ 1.指名停止3ヶ月以上</td> <td data-bbox="1464 306 1536 330">- 20点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="318 335 1332 359">□ 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td data-bbox="1464 335 1536 359">- 15点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="318 363 1332 387">□ 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td data-bbox="1464 363 1536 387">- 13点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="318 392 1332 416">□ 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td data-bbox="1464 392 1536 416">- 10点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="318 421 1332 445">□ 5.文書注意</td> <td data-bbox="1464 421 1536 445">- 8点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="318 450 1332 474">□ 6.口頭注意</td> <td data-bbox="1464 450 1536 474">- 5点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="318 478 1332 563">□ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件。 もらい事故や交通事故は含まない。)</td> <td data-bbox="1464 507 1536 531">- 3点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="318 568 1332 592">□ 8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等</td> <td data-bbox="1464 568 1536 592">- 1点</td> </tr> </tbody> </table>		措置内容	点数	□ 1.指名停止3ヶ月以上	- 20点	□ 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点	□ 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点	□ 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点	□ 5.文書注意	- 8点	□ 6.口頭注意	- 5点	□ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件。 もらい事故や交通事故は含まない。)	- 3点	□ 8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等	- 1点
措置内容	点数																			
□ 1.指名停止3ヶ月以上	- 20点																			
□ 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点																			
□ 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点																			
□ 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点																			
□ 5.文書注意	- 8点																			
□ 6.口頭注意	- 5点																			
□ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件。 もらい事故や交通事故は含まない。)	- 3点																			
□ 8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等	- 1点																			
	<p>① 本審査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <p>② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。</p> <p>④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 15.受注者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した。(発注者が特別の事情を有しないと認めた場合、又は特別の事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出されなかった場合) ※工事請負契約書第7条の2 																			

